

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 19 日

株式会社カドー

代表取締役社長 古賀 宣行

問合せ先： 取締役副社長 西山 朋文

03-6455-7610（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古賀 宣行	164, 600	10. 7
鈴木 健	145, 800	9. 4
四条 4 号投資事業有限責任組合	142, 000	9. 2
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	140, 000	9. 1
RUIJING FINANCIAL MANAGEMENT PTE. LTD.	120, 000	7. 8
ASEAN China Investment III L.P.,	94, 000	6. 1
C B C(株)	80, 000	5. 2
(株)フェローテック	80, 000	5. 2
四条 5 号投資事業有限責任組合	75, 000	4. 9
加賀電子(株)	72, 000	4. 7

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market、Sapporo PRO Frontier Market
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配株主はおりません。 なお、当社は関連当事者取引管理規程を定め、支配株主を含む関連当事者との取引を実施する場合、当該取引の取引条件について一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定するとともに、あらかじめ取締役会による承認を経た上で取引を実行することにしております。あわせて、同規程に基づき、定期的に関連当事者取引の状況を調査し把握することにより、少数株主の利益を損なう取引を排除するための管理体制を整備しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
干川 量也	他の会社の出身者	△										
田村 信	他の会社の出身者							○				
香山 哲	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
干川 量也	○	当社創業時の社長ではありますが、退任後10年以上が経過しております。	当社創業時の社長であり現在は外部の経営者の立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待し選任しております。
田村 信		取締役田村信が業務執行組合員を務める四条4号投資事業有限責任組合による当社株式142,000株の所有、四条5号投資事業有限責任組合による当社株式75,000株の所有及び四条6号投資事業有限責任組合による当社株式20,000株の所有以外に人	金融分野での経営経験及び金融分野等における多様な経験と見識等を有していることにより、中立的な立場から、また株主の目線に立った立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待

		的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。	し選任しております。
香山 哲	○	—	長年の各社の取締役の経験を活かし、中立的な立場から当社の経営全般に対する有益な助言・提言を期待し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、また、監査の過程で検出された事項について、報告を行い、対処するなどして、監査内容について共有を図り、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
椿 勲	公認会計士													
中町 昭人	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椿 勲	○	—	公認会計士・税理士の資格を有し、かつ、大手監査法人での実務経験に基づく企業財務等の専門的な知見を有していることから、主に財務・会計の面から当社の経営全般に対する助言・提言を期待し選任しております。
中町 昭人	○	監査役中町昭人がパートナーを務めるアンダーソン・毛利・友常法律事務所とは法律顧問契約を締結しておりますが、同氏は顧問業務に関与しておらず、同氏との間には、人的・資金的関係及びその他利害関係はありません。	弁護士の資格を有し、かつ、大手法律事務所での実務経験に基づく企業法務等の専門的な知見等を有していることから、主に企業法務の面から当社の経営全般に対する助言・提言を期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員等の士気向上と企業価値向上への貢献を目的として、新株予約権（ストックオプション）制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員、子会社従業員及び社外協力者を対象に、職位や貢献度に応じて付与を行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び発行者情報に全取締役の総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する具体的な方針については、2022年3月9日開催の取締役会において、「取締役報酬決定の基本方針」として以下のとおり決定しております。 ・基本方針 （１）当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するために、役員の貢献意欲・士気向上を一層高める報酬体系とし、株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。 （２）ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、決定のプロセスにおいて社外役員の意見を反映すること。 ・報酬水準の考え方 当社は、その企業価値を常に追求し、市場の環境変化に応じて会社の変革を主導できる力量を持った人材の確保・リテンションに資するものとする為、その報酬の水準は、従業員の最高報酬よりも一段と高い水準に設定し、従業員からの目標となるように配慮して決定する。 ・報酬の構成
--

(1) 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、定額の「基本報酬」と会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成する。

(2) 「基本報酬」は、個々の取締役の役位、職務機能、職務管轄範囲／規模等に応じて支給する。

(3) 「基本報酬」と「業績連動報酬」については、当社の株式上場までの期間においては、予算の着実な達成及び顧客からの信頼獲得のための業績向上並びに着実な成長の実現を念頭に、当面の間、定額の「基本報酬」のみとし、「業績連動報酬」については、株式上場後において、その採用時期を慎重に模索していくこととする。

・ガバナンス

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、代表取締役は各取締役の報酬決定に際し、社外役員に事前に相談の上、その内容を審議することとする。

また、本取締役報酬決定の基本方針の変更は、社外役員に事前に相談の上、取締役会の決議をもって成立するものとする。

・報酬等を与える時期または条件の決定方針

当社取締役の「基本報酬」については、月例の固定金銭報酬とし、選任翌月の支給日より支給することとする。

・決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

当社の各取締役の報酬決定については、上述のガバナンスに配慮した上で、当社代表取締役に委任することとする。

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会において監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役が職務を円滑に遂行できるよう、管理部が事務局機能を担い、必要な情報提供及び支援を行う体制を整備しております。

取締役会開催に際しては、審議事項及び関連資料を事前に送付し、重要な議題については管理部より個別説明を行っております。

また、取締役会の前に、当社幹部役職員を対象とした情報交換会を実施し、社外取締役及び社外監査役と経営上の課題認識を共有しております。取締役会終了後には、議事録及び経営関連の資料を共有し、社外役員からの質問・意見に対しては迅速にフィードバックを行う運用を行っております。

このように、社外役員が独立した立場から十分な監督・監査を行えるよう、意見交換や情報アクセスの機会と環境を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会：

当社取締役会は、取締役6名により構成され、うち3名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行の監督体制の整備、意思決定の公正化を図つ

ております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会：

当社監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されており、うち2名は社外監査役であります。

監査役会は、原則として毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査方針、監査計画の決定等を行い、監査実施状況の報告を行っております。

全監査役は取締役会へ出席し、常勤監査役はグループ経営会議等重要な会議に参加して、経営全般及び業務執行に関する監査を行っております。

グループ経営会議：

グループ経営会議は、当社常勤取締役、当社子会社取締役、当社部長、当社リーダー、当社常勤監査役により構成され、毎月1回開催しております。当該会議は代表取締役社長の諮問機関として、当社グループの全般的業務執行方針に関する事項、当社グループの品質管理に関する事項、連結月次業績に関する事項等を審議しております。

リスク・コンプライアンス管理委員会：

リスク・コンプライアンス管理委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし、各部部长、グループ会社責任者等を構成員とし、四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。当該会議ではリスク管理並びにコンプライアンスに関する事項を審議し、その内容は取締役会へ報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、上記のとおり、株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在、法定期日を遵守しつつ、できる限り前倒しでの発送を目指しております。 現状では事務体制・監査手続の関係から法定期日直前の発送となる場合がありますが、将来的には議案確定プロセスの早期化と内部書類承認の効率化を通じて、株主がより余裕をもって検討できるよう前倒し発送を実現する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただくため、他社の集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在、議決権の行使は書面により行っており、電磁的方法による行使制度は導入していません。 ただし、株主構成や市場特性（TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market、Sapporo PRO Frontier Market）を踏まえつつ、将来的な外部株主の増加や利便性向上に対応できるよう、電子行使制度の導入については継続的に検討を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。 株主の意見を経営に適切に反映させるため、今後も出席株主からの意見聴取や質疑応答の充実を図るなど、対話機会の拡充に努めてまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	現状招集通知やその要約の英文提供は実施していませんが、将来的に外国人株主の増加や海外投資家からの出資が見込まれる場合には、必要に応じて英文要約の作成・提供を検討します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在策定準備中であり、上場後に HP 等での公表を予定しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	管理部を担当部署とし、関係部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、倫理・コンプライアンス規程により当社のすべての役職員が関係法令や行動規範を遵守して業務にあたることを定めるとともに、経理規程や適時開示規程により法令等が定める財務情報をはじめとする経営情報の開示を適切に行うよう定め、もってステークホルダーの立場を尊重する取り組みを行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムの整備状況) 当社グループは、内部統制の有効性を確保するため、組織を構築し、職務権限の決定、規程の整備及び、規程に基づく業務の実施と結果の検証を継続的に実施しております。 一方で、上記の業務遂行状況について、内部監査を行っており、内部監査担当者が内部監査計画を策定し、これに基づき全部門及び全子会社を対象に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に直接報告しております。また、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。 また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。 Ⅰ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 1. コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内諸規程に則った職務執行を行う。 2. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。 3. 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を整備する。 4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、行政当局や外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。 5. 代表取締役社長は、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監督する。 Ⅱ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 1. 情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。 2. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
--

Ⅲ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 代表取締役社長をリスク管理の総括責任者としてリスク管理委員会を組織し、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
2. リスク管理規程を定め、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、機動的な意思決定を行う。
2. 取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
3. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
4. 組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。

Ⅴ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
2. 子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
3. 関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。

Ⅵ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを当社の取締役会に対して求めることができる。

Ⅶ. 上記Ⅵ. の使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役は、監査役の補助者に直接指示するものとし、監査役の補助者はその指示に従って職務を遂行する。
2. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

Ⅷ. 監査役に報告するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、

遅滞なく監査役に報告し、監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

2. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査役に報告し、当社の監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

IX. 上記Ⅷ. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

X. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

XI. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及び使用人から職務の執行状況について確認する。
2. 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
3. 監査役は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
4. 監査役は、内部監査人と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスクの顕在化及び潜在リスクの早期発見・対処等の的確な管理・実践に資することを目的としてリスク管理規程を定め、また、法令遵守体制の構築を目的として倫理・コンプライアンス規程を定め、役職員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

日々事業の進捗度合いについては、週次の定例会議において幹部社員に対し報告が行われ、速やかに今後の事業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。また、原則として四半期に一度開催するリスク・コンプライアンス管理委員会において適宜リスク管理の状況について審議しております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスクの顕在化

及び潜在リスクの早期発見・対処等の的確な管理・実践に資することを目的としてリスク管理規程を定め、また、法令遵守体制の構築を目的として倫理・コンプライアンス規程を定め、役職員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

日々事業の進捗度合いについては、週次の定例会議において幹部社員に対し報告が行われ、速やかに今後の事業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。また、原則として四半期に一度開催するリスク・コンプライアンス管理委員会において適宜リスク管理の状況について審議しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主、従業員及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力調査要領」に基づき、新規の取引先となる販売先、仕入先、及び新たに選任される役員並びに新たに採用する従業員を対象に、インターネット風評検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には、反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しております。

V. その他

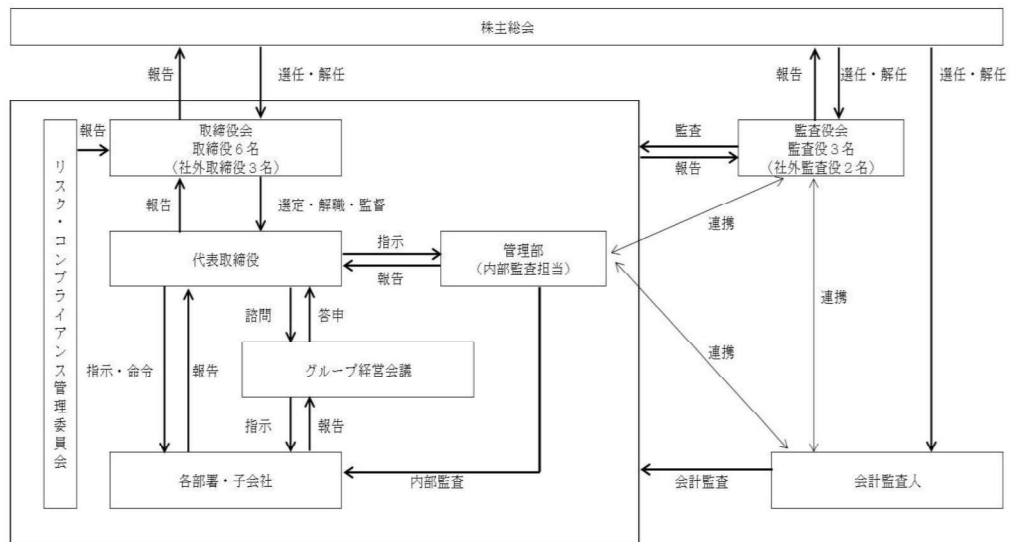
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

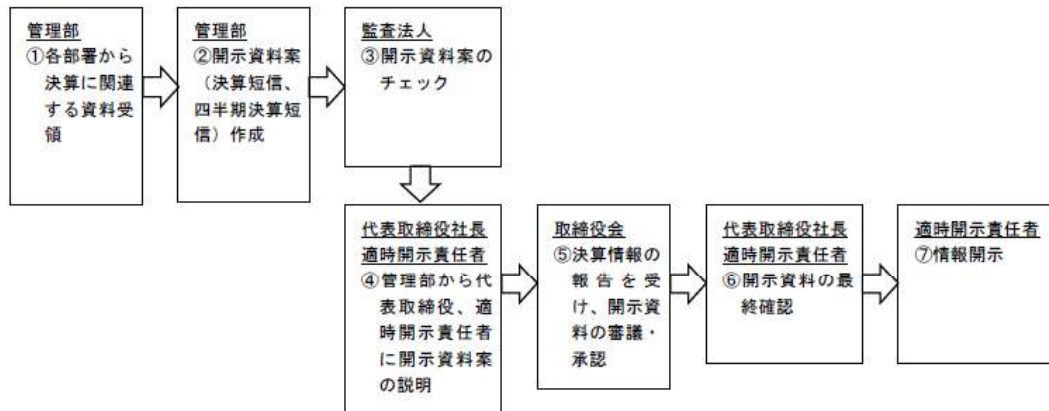
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図は、次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】

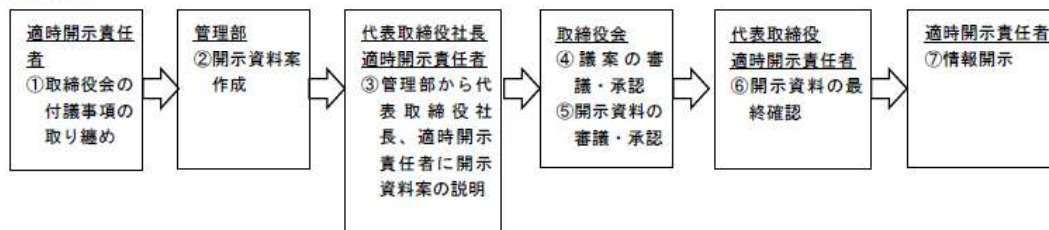


【適時開示体制の概要（模式図）】

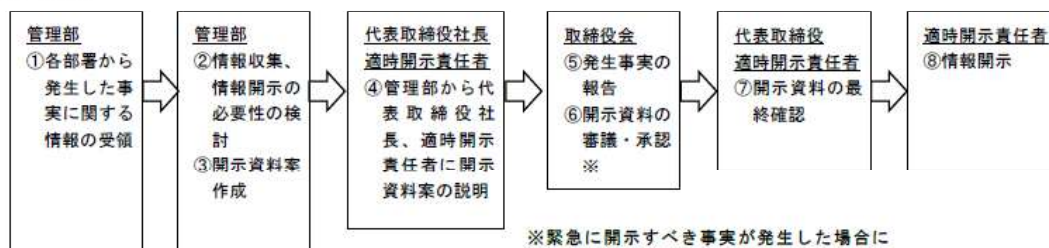
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役社長の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上